



認定事業者 (AEO) 制度



認定事業者 (AEO) 制度とは、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図り、我が国の国際競争力を強化するため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度です。

平成 18 年 3 月、輸出者を対象として制度が導入されて以来、その対象は輸入者 (平成 19 年 4 月)、倉庫業者 (平成 19 年 10 月)、通関業者・運送者 (平成 20 年 4 月)、製造者 (平成 21 年 7 月) に広げられるなど、制度拡充が図られています。

このほど、当支部賛助会員である鳥栖倉庫株式会社様が、特定保税承認者として長崎税関長の承認を受けられましたのでお知らせします。

現在、AEO事業者として税関長から承認を受けている当支部賛助会員は次のとおりです。

➤ 『特例輸入者』

株式会社イケヒコ・コーポレーション

➤ 『特定保税承認者』

株式会社 丸金佐藤造船鉄工所

鹿児島海陸運送株式会社

JX日鉱日石石油基地株式会社

鳥栖倉庫株式会社

➤ 『認定通関業者』

後藤運輸株式会社